

鳥取県告示第 71 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字野々谷2826から2830まで、2831の1、2832から2861まで、字下ノ谷2871、2872、2874から2879まで、字サギ谷2913から2918まで、2919の1、2919の2、2920の1から2920の3まで、2922の1、2922の2、2923、2925から2937まで、2937の1、2937の2、2939から2942まで、2944から2949まで、字長途2956、2957、2959、2961、2963から2968まで、2970、2970の1、2971から2975まで、2981から2986まで、字宮ノ谷2990、2992、2992の1、2993から3000まで、3001の1、3001の2、大字西野字西山326、328から335まで、字ツルギ337、337の1、337の2、339、340、341の1、345の1、345の2、345の7、347、349、350、字餘戸783の1、783の3から783の5まで、784の1、784の2、784の4、785の1、785の3、786、787、788の1、788の3、789の1、789の5、789の6、790から792まで、792の1、792の2、字小平田794の1、794の3、794の5、795から803まで、805、807から810まで、812の1、812の3、813の1、813の3、813の4、814から816まで、817の1、817の3、818、819の1、820の1、820の2、821、字大途822、823の1、824、825の1、825の2、826の1から826の3まで、828、829、830の2、830の4、831、832の2、832の5、833、834の1、834の3、835の1、835の3、837、838、839の1から839の3まで、841の1、841の3、841の4、842から848まで、849の1、849の2、850、851、字陰上へ852、853の1、854から856まで、字小谷857の1、858、859の1、860、861、862の1、863の3、字荒尾谷864の2、865の1、865の3、866の1、868、869、870の1、字折橋向872の1、873から875まで、876の1、字木戸ヶ谷877の1、878、879、字折橋山1022の1、1022の4、1023の1、1024、1025の1、1026の1、字中山1027から1035まで、字城山1038から1042まで、字向山1043から1051まで、字西山上へ1052、1053の1、1053の2、1054から1068まで、1070、1071、1071の1、1072、1072の1、1073、1073の1、1074から1078まで、1079の1、1079の2、1081、1082、1084から1087まで、字釧山1088から1091まで、1093から1106まで、1108から1111まで、1111の1、1114から1116まで、1117の1、1118から1120まで、字天王山1121から1123まで、1124の1、1124の2、1125、1126の1、1126の2、1127から1135まで、1135の1、1136、1136の1、1137から1150まで、字中ノ畑上エ1386から1390まで、字橋本1413の1、1414の1、1415の1、1416の1、1418、1419の1、1419の2、1421から1429まで、1432から1434まで、字ウルシ谷1439、1440、字動々1441、大字大呂字向仙880から891まで、字西山892、892の1、893から899まで、900の1、900の2、901から911まで、911の1、912、912の1、913から919まで、920の1、920の2、921の1、921の2、922の1、922の2、字久谷925、928、929の1、930の1、931の1、931の5、932の1、933から935まで、936の1、936の6、字丸淵938の1、938の5、941の1、941の2、941の9、941の11、941の12、942、942の1、942の2、943の1、943の2、944、945の1、大字大内字西山790の1、792の1、793の1、794、795、796の1、796の2、797の1、798、800、字花ヶ谷801から804まで、804の1、805から809まで、809の1、字小滝尾810、811、811の1、812、812の1、815、字箕ヶ谷817から821まで、821の1、822、822の1、字田ヶ畑823、824、824の1、825、826、827の1、827の3、828の1、829の1、字タレザコ831の1、832、834、836、839から841まで、845の1、字日位上851の1、851の2、852から856まで、857の1、858の1から858の6まで、859の1、字横根下平863、866、867、868の1、869の1、870の1、871、872、字カケ890、891、895、896の1、897の1、字牛房途898、899の1から899の3まで、900、900の1、903の1、904の1から904の9まで、905、906、911の4、912の1、913の1、914、915の1、916の1、917の1、918の1、918の3、919の1、921、922、924から926まで、字二ノ丸911の2、字タケ927の1、928、929、930の1、931の1、932の1、933、934、934の1、935、936の2、937、938、939の1、940、字大林941、942、942の1、943の1、944、945、字カツラ谷946から951まで、字梅ヶ谷952、字小畑ヶ980の2、字大敷谷1010、字六久ノ平1043の1、1043の2、1048から1053まで、1054の1、1055、1056の1、1056の3、1057、

1058の2、1058の3、1059の1、1060から1062まで、字木下上エ1073から1078まで、字龍野1087、1088、字草木1095、1096、1097の1、1099、1100、1103、1106、1107、1108の1、1110の1、1111、1111の1、1111の2、字外廻し1112、1113、1114の2、1115、1116、1117の1、1119の1、1119の3、1119の4、大字尾見字羽香地380の1、381、382の1、383の1、384、385の1、385の2、字小古鼠386の1、387の1から387の3まで、388、389、390の1、391、392の1、字淵ノ上395の1、396の1、400から402まで、403の1、404、405の1、406の1、407から412まで、413の1、414の1、字小谷下モヒラ417、418の1、418の3、字菖蒲田450、451、451の1、452、453の1、大字惣地字中ノ谷高木569、570、570の1、571、573、576の2、581の1、618、634、634の1、634の2、大字東宇塚字隠谷上483の1、483の2、字隠谷口西平485、487、489、491、493、494の1、495の1、496、字中尾口498から503まで、字中尾上517の1、517の2、518、字津満屋622の2、字池ノ谷奥673から676まで、字荒神谷口680、681、681の1、682から688まで、字大ガケ谷689、690、698の2、699の1、699の2、700の2、701、大字西宇塚字小林谷平376、378、914から928まで、928の1、929から934まで、字吉ヶ谷中631の1、632、632の1から632の3まで、633、634の2、637、637の2、字吉ヶ谷奥638、640の1、640の2、641、643、字古屋谷奥646、647の1、647の2、648、677、678の1、679、字花井皆地上684、685、686の1、687から690まで、字柿木谷719、字ソラサコ720、字山神谷723の6、725、726、729、字ヒエ田758の1から758の13まで、758の16、758の21、758の25から758の38まで、758の40、758の41、758の43、758の46、758の48から758の54まで、字瀧ノ横路759の1から759の4まで、759の6から759の8まで、759の11から759の15まで、759の17から759の23まで、759の25、760、760の1、761、761の1、762、762の1、字少ナ谷763から765まで、765の1、766から774まで、774の1、775から778まで、778の1から778の3まで、779、785の1、785の3、785の5から785の12まで、785の14から785の16まで、785の18、785の20から785の22まで、785の25、785の61、785の64から785の76まで、785の79から785の93まで、785の95から785の99まで、785の101、785の102、785の104、785の130から785の134まで、785の138、785の148から785の150まで、787、788、790から794まで、794の1から794の4まで、795から798まで、798の1、799、799の1、800、801、801の1、801の2、802、802の2、802の4から802の9まで、803、804の1から804の7まで、805から807まで、807の1、808の1、808の3から808の11まで、字山神口向810から812まで、字井手口ノ上エ813の1、813の2、814、815の1、815の3、字持地谷平819、820、821の1、821の2、821の4から821の6まで、822、822の1、822の3、824、824の1、825、826の2から826の18まで、827、827の1、828、828の1、829から831まで、831の1、831の2、832から838まで、字岡城谷平844、845、849から851まで、855から861まで、866から868まで、868の1、868の2、869から879まで、883、884の1から884の4まで、885、886の1から886の4まで、887から893まで、895、字水落ノ上エ899、901の1から901の3まで、902、904、908から910まで、911の1、911の2、912、字シロヒコ939、940、字シロイ谷平941から950まで、951の1、951の2、952から972まで、972の1、972の2、973から992まで、字工屋ノ上エ993の1から993の3まで、994、996、997、1001、字岩ナメ谷口1002、1003、字岩ナメ谷口上1062、字金屋ノ上1063の1、1064の1、1065から1077まで、1078の1から1078の9まで、字吉ヶ谷1079、1084の1、1084の3から1084の9まで、1084の23から1084の29まで、1119の1から1119の3まで、字吉ヶ谷中1120、字坂ノ谷1121の2、1121の3、1121の8、1122、1152、字檜ヶ谷1136、1137の1、1151、字又毛谷右平1184の18から1184の20まで、字流し谷1186の74、1186の82、1186の90、1186の97、字又毛谷左平1186の76、1186の78、1186の80、字大畑谷1187の1から1187の20まで、1187の22から1187の33まで、1187の35から1187の38まで、1187の40、1187の49から1187の64まで、1187の70、1187の77、1187の81、1187の82、1187の89、1187の94、1187の98、1187の100、大字河津原字マア谷口217、312から326まで、326の1、327から329まで、329の1、330から339まで、340の1、340の2、341から347まで、347の1、348、349の2、349の3、349の5、字ケモドコ227の1、228の1、229から231まで、231の1、231の2、232、232の1、233、字大畑谷237、字下モノ谷238、250、252から255まで、字山口上256から261まで、263、264、268、268の1、字山口265から267まで、字奥田269、270、274の10、275、字スゲ谷口276、277、278の1、278の2、279の1から279の11まで、280、280の1、281、282、283の1、284、285、288から290まで、291の1、292、293の1、字小谷口上296、297の1、297の2、298から302まで、字場谷303の1、303の2、304、字河津原奥305、305の1、306、307、字河津原ノ上へ308から310まで、311の1から311の5まで、字ヲコ屋敷350から354まで、354の1、354の2、355から360まで、360の2、365、366、370の1、370の2、377

の1から377の5まで、377の7、377の15、377の16、377の20、377の21、377の29、379の5、379の8、379の9、379の13、379の16、379の18、379の20、379の23から379の29まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)